

YASDA

The YASDA logo is positioned at the top right. Below it, there are two thick green horizontal lines that are slightly offset from each other, creating a sense of motion or a stylized underline.

第143期報告書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

安田倉庫株式会社

(証券コード：9324)



株主の皆様へ	1
第143回定時株主総会招集ご通知添付書類	2
事業報告	2
連結貸借対照表	23
連結損益計算書	24
連結株主資本等変動計算書	25
貸借対照表	34
損益計算書	35
株主資本等変動計算書	36
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	41
計算書類に係る会計監査人の監査報告書	42
監査役会の監査報告書	43
トピックス	45
株主メモ	

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を衷心よりお祈り申し上げます。

さて、第143期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度におけるわが国の経済情勢は、海外経済の回復や各種の政策効果により、自律性は弱いものの景気は徐々に持ち直しつつありましたが、東日本大震災の被災地等への多大なる影響もあり、今後の景気動向は不透明な状況にあります。

このような経済状況のもと、当社グループでは、中期経営計画「BIG Cs 2012」の初年度である今期、「サプライチェーンを支える優れた物流企業」として一層の成長を実現するため、関西圏における倉庫用地の取得や、中国上海における新拠点の設置、営業拠点の増設や経営品質の向上策等の諸施策を展開してまいりました。当社を取り巻く現下の環境が厳しい状態の中で、営業努力を推進いたしました結果、営業収益では前年を上回ることができた一方、営業利益、経常利益については前年を下回ることとなりました。

当社といたしましては、このような状況を勘案しつつも、前期と同様、当期の期末配当を1株につき7円（中間配当を加えますと通期では1株につき14円）とすることを第143回定時株主総会でご提案申し上げます。

本年度も当社グループは中期経営計画の目標達成に向けて全力で取り組み、「優れた物流企業」であるために、卓越したサービス品質、お客様ニーズへの適切な対応、効率性の向上を追求し、企業価値をより一層高めてまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、引き続きよろしく、お願い申し上げます。

平成23年6月



取締役社長

宮本 憲史

事業報告 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の回復を受け景気の持ち直しの動きが見られたものの、期の後半には輸出が弱含むなかで先行きの減速懸念が強まり、依然として厳しい状況で推移しました。

倉庫物流業界では、輸出入関連を中心に物流量が回復基調にある一方で保管残高は前年同期並みで推移し、また不動産業界ではオフィス空室率が高止まりするなど、当社グループの事業環境も明るさの見えない状況となりました。

このような環境のなかで当社グループは、物流事業部門ではお客様の物流アウトソーシングニーズを積極的に開拓する営業を展開し収益増加に努め、不動産事業部門では既存施設の高稼働率維持に努めました。

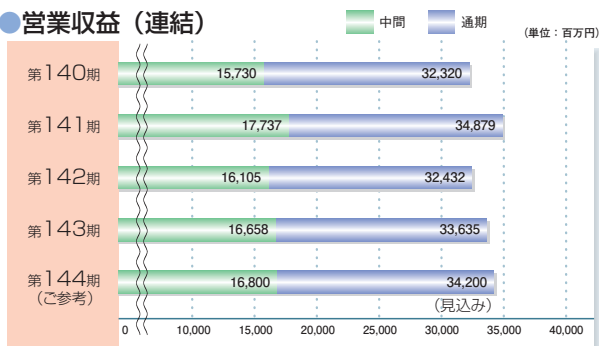
当連結会計年度における当社グループの業績は、営業収益では、不動産事業は前年同期を下回ったものの物流事業が前年同期比で増収となり、前年同期比1,203百万円増(3.7%増)の33,635百万円となりました。営業利益では、物流事業及び不動産事業とも前年同期比で減益となり、前年同期比322百万円減(12.2%減)の2,317百万円、経常利益は前年同期比237百万円減(9.6%減)の2,222百万円となりました。特別損失が投資有価証券評価損(280百万円)、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額(98百万円)及び東日本大震災による損失(43百万円)等により前年同期比で458百万円増加したこともあり、当期純利益は前年同期比470百万円減(32.9%減)の958百万円となりました。

セグメントの業績は以下の通りであります。

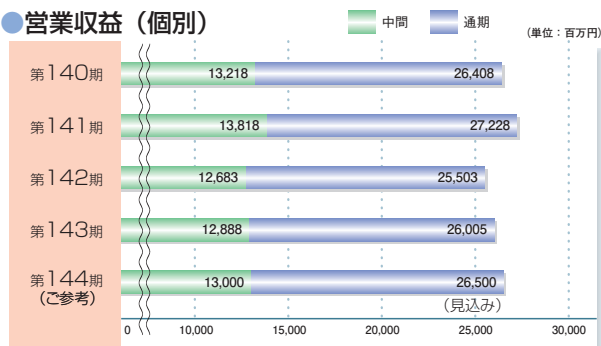
物流事業では、輸出入取扱の増加や倉庫における荷動きの回復により国際貨物取扱料や倉庫作業料を中心に増収となりました。一方、保管残高の伸び悩み等から保管料や物流賃賃料が減少し、減益となりました。その結果、物流事業の営業収益は前年同期比1,412百万円増(5.3%増)の28,246百万円、セグメント利益(営業利益)は前年同期比220百万円減(9.3%減)の2,150百万円となりました。

不動産事業では、賃料水準の低下により賃貸料収益が減少しました。その結果、不動産事業の営業収益は前年同期比122百万円減(2.1%減)の5,827百万円、セグメント利益(営業利益)は前年同期比108百万円減(4.9%減)の2,090百万円となりました。

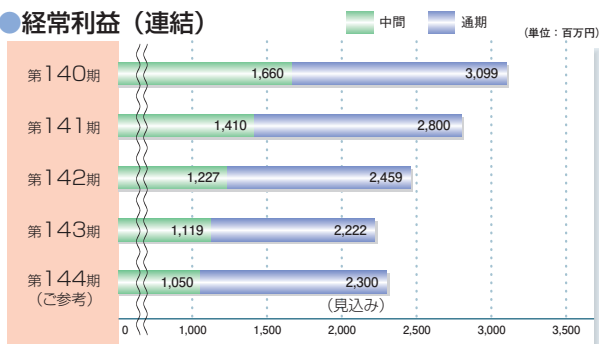
● 営業収益 (連結)



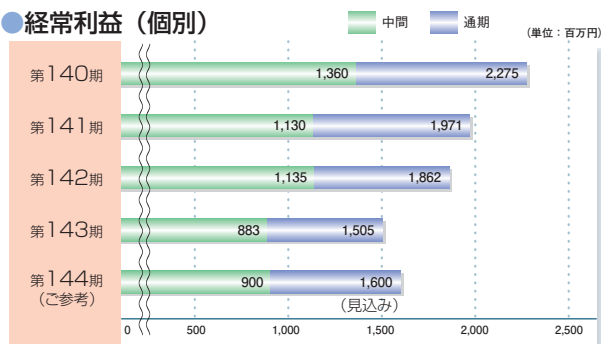
● 営業収益 (個別)



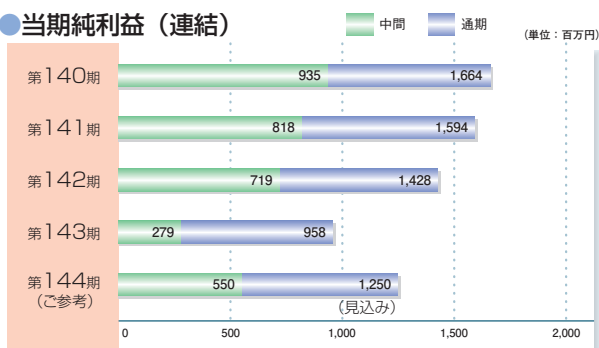
● 経常利益 (連結)



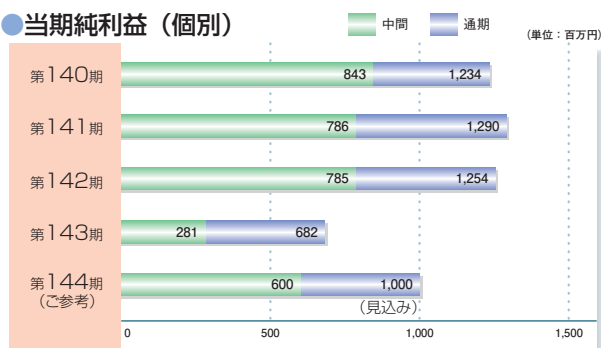
● 経常利益 (個別)



● 当期純利益 (連結)



● 当期純利益 (個別)



※上記に記載した第144期の業績見込み数値は、平成23年5月11日現在において入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記見込み数値と異なる場合があります。

企業集団の事業セグメント別営業収益

事業の種類別 セグメントの名称	第142期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)		第143期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
物 流 事 業	百万円 26,834	% 82.7	百万円 28,246	% 84.0	百万円 1,412	% 5.3
不 動 産 事 業	5,949	18.3	5,827	17.3	△122	△2.1
消 去	△351	△1.0	△437	△1.3	△86	△24.6
合 計	32,432	100.0	33,635	100.0	1,203	3.7

2. 設備投資等の状況

(1) 当連結会計年度中において、当社グループが行った設備投資の総額（無形固定資産を含む）は、2,281百万円となりました。

(2) 当連結会計年度の主要設備の異動は次のとおりであります。

①土地の取得

物流事業：倉庫用地（大阪府茨木市）面積14,027㎡

②主要設備の売却・棄却

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社グループは、設備投資及び長期運転資金として、金融機関より長期借入金7,400百万円の調達を行いました。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は大きな変化を示しています。日本経済の低成長下で国内物流量全体は伸び悩む反面、中国を始めとするアジア諸国の順調な経済発展を受け、アジア域内の物流量は増大しています。また、少子高齢化やIT技術革新、環境対策強化等の経済・社会の変化に伴い、多様な物流関連需要が発生するとともに、アウトソーシングニーズがますます拡大することが予想されます。

これまで、当社グループではグローバル企業・独自の競争力を持つ企業等の様々なお客様のニーズに着実にお応えし、的確に実行していくサービス基盤を築いてまいりました。一方では、首都圏・関西圏における倉庫業を中核とする事業基盤と比較

した場合、海外での事業展開及び国際的な3PLサービスへの対応については、今後の更なる取り組みがテーマとなっています。

このような現状認識のもと、当社グループは平成22年度から平成24年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画「BIG Cs 2012」を平成22年2月に策定しております。今回の中期経営計画では当社グループの基本方針を以下のとおり設定しております。

- (1)「サプライチェーンを支える優れた物流企業」として、日本とアジアでお客様のビジネスとともに成長する。
- (2)「サプライチェーンを支える企業」であるために、伝統的な倉庫・物流サービスの枠を超えたサービス事業を展開する。
- (3)「優れた企業」であるために、
 - a. 卓越したサービス品質
 - b. お客様ニーズへの適切な対応
 - c. 効率性の向上を追求する。

これらの基本方針を踏まえ、以下の4点を基本目標としております。

- (1) サプライチェーンに係わるお客様の課題に取り組む「企画開発型」物流企業へ脱皮する。
- (2) アジア域内でのサプライチェーンに係わる収益を拡大する。
- (3) 人材基盤を強化するとともに、経営とサービスの品質を向上させる。
- (4) 業績向上を図り、ステークホルダーの期待に応える。

基本目標達成のため、以下の6点を基本戦略としております。

- (1) 事業領域を以下の5つの「ブランド」に編成し、ブランドごとにサービスの企画・開発、営業推進、品質向上を図る。
 - ・ 国内物流
 - ・ 文書・情報管理
 - ・ SCS（サプライチェーンソリューション）
 - ・ 海外・国際物流
 - ・ 不動産
- (2) 東アジアでの域内物流（現地国内物流及び三国間物流）の開拓を強化する。
- (3) お客様への提案力とコスト・品質管理の向上のため、先進的物流技術・手法を積極的に活用する。
- (4) 保有資産の再開発による不動産事業の拡大を推進する。
- (5) 専門性の高い人材を育成・確保するための施策を推進する。
- (6) 経営資源の最大限の活用による競争力の強化を図るため、グループ内各社の役割・機能を見直す。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第140期	第141期	第142期	第143期
	(平成19年4月から平成20年3月まで)	(平成20年4月から平成21年3月まで)	(平成21年4月から平成22年3月まで)	(平成22年4月から平成23年3月まで)
営業収益 (百万円)	32,320	34,879	32,432	33,635
経常利益 (百万円)	3,099	2,800	2,459	2,222
当期純利益 (百万円)	1,664	1,594	1,428	958
1株当たり当期純利益 (円)	54.86	52.53	47.07	31.57
総資産 (百万円)	72,357	72,976	74,171	76,271
純資産 (百万円)	29,955	31,048	33,817	35,228
1株当たり純資産額 (円)	982.71	1,018.59	1,109.42	1,155.42

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第140期	第141期	第142期	第143期
	(平成19年4月から平成20年3月まで)	(平成20年4月から平成21年3月まで)	(平成21年4月から平成22年3月まで)	(平成22年4月から平成23年3月まで)
営業収益 (百万円)	26,408	27,228	25,503	26,005
経常利益 (百万円)	2,275	1,971	1,862	1,505
当期純利益 (百万円)	1,234	1,290	1,254	682
1株当たり当期純利益 (円)	40.67	42.52	41.34	22.49
総資産 (百万円)	63,688	65,351	67,563	70,178
純資産 (百万円)	26,896	27,700	30,281	31,578
1株当たり純資産額 (円)	886.25	912.75	997.79	1,040.55

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ヤスダワークス	20	62.5	荷役業
北海安田倉庫株式会社	100	100.0	倉庫業
安田運輸株式会社	40	100.0	運送業
芙蓉エアカーゴ株式会社	50	100.0	航空貨物取扱代理店業
日本ビジネスロジスティクス株式会社	50	100.0	貨物利用運送事業
安田倉儲(上海)有限公司	20万米ドル	100.0	倉庫業(中国)
安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司	597万人民元	70.0	貨物利用運送事業(中国)
株式会社安田ビル	60	100.0	不動産業
株式会社安田エステートサービス	20	100.0	ビル管理業

7. 主要な事業内容(平成23年3月31日現在)

当社グループは当社と子会社10社で構成され、物流事業及び不動産事業並びにこれらに関連する業務を一体となって展開しております。

事業内容	主要業務
物流事業	倉庫業、貨物利用運送事業(自動車、外航海運、航空) 貨物運送事業(自動車)、通関業、港湾運送事業
不動産事業	不動産業(ビル、土地、駐車場等の開発、賃貸借、売買、仲介、管理)

8. 企業集団の主要拠点等（平成23年3月31日現在）

(1) 当社の主要な営業所等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区	大 黒 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
芝 浦 営 業 所	東 京 都 港 区	大 黒 流 通 セ ン タ ー	神 奈 川 県 横 浜 市
平 和 島 営 業 所	東 京 都 大 田 区	新 山 下 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
板 橋 営 業 所	東 京 都 板 橋 区	東 扇 島 営 業 所	神 奈 川 県 川 崎 市
大 井 営 業 所	東 京 都 大 田 区	厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 伊 勢 原 市
大 井 埠 頭 営 業 所	東 京 都 大 田 区	北 大 阪 営 業 所	大 阪 府 茨 木 市
八 王 子 営 業 所	東 京 都 昭 島 市	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
加 須 営 業 所	埼 玉 県 加 須 市	シ ス テ ム 流 通 セ ン タ ー	東 京 都 港 区
加 須 第 二 営 業 所	埼 玉 県 加 須 市	国 際 輸 送 セ ン タ ー	東 京 都 港 区
柏 営 業 所	千 葉 県 柏 市	北 京 駐 在 員 事 務 所	中 国 北 京
守 屋 町 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	香 港 駐 在 員 事 務 所	中 国 香 港
本 牧 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	ハ ノ イ 駐 在 員 事 務 所	ベ ト ナ ム ハ ノ イ

(2) 子会社等

名 称	本 社 所 在 地	名 称	本 社 所 在 地
株式会社ヤスダワークス	東 京 都 港 区	安田倉儲（上海）有限公司	中 国 上 海
北海安田倉庫株式会社	北 海 道 札 幌 市	安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司	中 国 上 海
安田運輸株式会社	神 奈 川 県 横 浜 市	YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.	ベ ト ナ ム ハ ノ イ
芙蓉エアカーゴ株式会社	東 京 都 港 区	株 式 会 社 安 田 ビ ル	神 奈 川 県 横 浜 市
日本ビジネス ロジスティクス株式会社	東 京 都 港 区	株 式 会 社 安 田 エ ス テ ー ト サ ー ビ ス	東 京 都 港 区

9. 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使 用 人 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
物 流 事 業	740 (531)	26 (16)
不 動 産 事 業	70 (136)	-2 (8)
全 社	51 (0)	1 (0)
合 計	861 (667)	25 (24)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
345 (72)	+16 (-4)	38.4	14.2

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先 (平成23年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	5,437
農林中央金庫	3,370
株式会社日本政策投資銀行	2,981
株式会社損害保険ジャパン	2,518
みずほ信託銀行株式会社	2,125

11. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

12. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

13. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

14. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 118,500,000株
2. 発行済株式の総数 30,360,000株（自己株式11,851株を含む）
3. 株主数 7,038名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	2,406	7.92
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,604	5.28
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,604	5.28
東 京 建 物 株 式 会 社	1,603	5.28
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	1,253	4.12
大 成 建 設 株 式 会 社	1,252	4.12
安 田 不 動 産 株 式 会 社	1,020	3.36
株 式 会 社 中 央 倉 庫	982	3.23
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	963	3.17
安 田 倉 庫 従 業 員 持 株 会	593	1.95

(注) 出資比率は自己株式（11,851株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	田 中 稔	
取締役社長 (代表取締役)	宮 本 憲 史	
専務取締役 (代表取締役)	藤 田 久 行	営業第一、二各部、営業開発部、陸運営業部、 国際営業部、営業企画部担当 安田倉儲（上海）有限公司董事長 安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司董事長 YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.CHAIRMAN
常務取締役	千 葉 禎 美	品質管理部長 経理部、品質管理部担当
常務取締役	高 丸 博	情報システム部、物流推進部担当
常務取締役	松 下 陽 一	業務部担当
常務取締役	高 橋 幹 夫	不動産事業部担当
取 締 役	永 野 明 宏	株式会社安田ビル 代表取締役社長
取 締 役	小 坂 大 樹	日本ビジネスロジティクス株式会社 代表取締役専務取締役
取 締 役	大 内 雅 史	陸運営業部長
取 締 役	高 間 一 人	物流推進部長
取 締 役	高 間 一 人	守屋町営業所長
取 締 役	榎 引 治	営業企画部長
取 締 役	小 泉 眞 吾	内部監査室長
常勤監査役	蟹 澤 修 一	
常勤監査役	中 塚 一 郎	
監 査 役	田 中 敏 男	
監 査 役	小 村 武	財団法人ソルト・サイエンス研究財団 理事長 株式会社商船三井 社外取締役
監 査 役	坂 田 頼 昭	

(注) 1. 監査役田中 敏男、小村 武、坂田 頼昭の各氏は、社外監査役であります。

2. 常勤監査役蟹澤 修一氏は、当社営業第一、二各部長、営業開発部長を歴任し現業部門に相当程度の知見を有しております。常勤監査役中塚 一郎氏は当社国際営業第二部長、国際営業開発部長を歴任し現業部門に相当程度の知見を有しております。監査役田中 敏男氏は、株式会社損害保険ジャパン常務執行役員、財形信用保証株式会社代表取締役社長等を歴任し、経営及び営業管理に関する相当程度の知見を有しております。監査役小村 武氏は、大蔵大臣官房長、大蔵省主計局長、大蔵事務次官、日本政策投資銀行総裁等を歴任し、経営及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役坂田 頼昭氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ常勤監査役、日産化学工業株式会社常勤監査役等を歴任し、経営及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は、監査役小村 武氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当事業年度に係る役員の異動は次のとおりです。

- ①平成22年6月25日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって、取締役蟹澤 修一及び取締役長嶋 哲夫の両氏は任期満了により退任し、監査役菅 藤男氏は、辞任により退任いたしました。
- ②平成22年6月25日開催の第142回定時株主総会において、新たに、小泉 眞吾氏は取締役に選任され、また、蟹澤 修一氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

5. 当事業年度中に取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

氏名	年月日	新役職及び担当	旧役職及び担当
藤田 久行	平成22年 6 月25日付	専務取締役（代表取締役） 営業第一、二各部、営業開発部、陸運営業部 国際営業部、国際業務室、営業企画部担当 安田倉儲（上海）有限公司董事長 安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司董事長 YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD. CHAIRMAN	常務取締役 国際営業部、国際業務室担当 安田倉儲（上海）有限公司董事長 安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司董事長 YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD. CHAIRMAN
	平成22年10月 1 日付	専務取締役（代表取締役） 営業第一、二各部、営業開発部、陸運営業部 国際営業部、営業企画部担当 安田倉儲（上海）有限公司董事長 安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司董事長 YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD. CHAIRMAN	専務取締役（代表取締役） 営業第一、二各部、営業開発部 陸運営業部、国際営業部、国際業務室 営業企画部担当 安田倉儲（上海）有限公司董事長 安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司董事長 YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD. CHAIRMAN
高橋 幹夫	平成22年 4 月 1 日付	常務取締役 不動産事業部担当	常務取締役 不動産事業部長 不動産事業部担当
	平成22年 6 月18日付	常務取締役 不動産事業部担当 株式会社安田ビル代表取締役社長	常務取締役 不動産事業部担当
永野 明宏	平成22年 6 月18日付	取締役 日本ビジネスロジスティクス株式会社代表取締役専務取締役	取締役 日本ビジネスロジスティクス株式会社代表取締役常務取締役
櫛引 治	平成22年 4 月 1 日付	取締役 営業企画部長	取締役 営業担当

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役	15	353
監査役 （うち社外監査役）	6 (3)	71 (28)
合計	21	424

- (注) 1. 上記には、平成22年6月25日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、平成20年6月26日開催の第140回定時株主総会において年額460百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないこととする。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、平成20年6月26日開催の第140回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役7名に対し116百万円、監査役2名に対し4百万円（うち社外監査役1名に対し1百万円）あります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

監査役小村 武氏は、財団法人ソルト・サイエンス研究財団の理事長であります。

なお、当社と財団法人ソルト・サイエンス研究財団の間には特別の関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役小村 武氏は、株式会社商船三井の社外取締役であります。

なお、当社と株式会社商船三井の間には特別の関係はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

特別の関係はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

①取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
監査役 田中 敏男	14	100	12	100
監査役 小村 武	14	100	12	100
監査役 坂田 頼昭	14	100	12	100

②取締役会における発言状況

監査役 田中 敏男氏は主に経営・営業管理の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役 小村 武氏は主に経営・財務管理の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役 坂田 頼昭氏は主に経営・財務管理の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役3名との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

VI. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
- ②取締役の職務執行は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査役の監査対象となる。
- ③取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループの事業推進に係わる損失の危険（以下、リスクという。）の管理に関しては、リスク管理規程、組織規程、職務権限規程及び関係会社管理規程並びに営業管理規程等の諸規程に従い、各部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、業務部がリスク管理の統括を行う。各部門の長は、リスク管理委員会、物流事業推進会議、不動産事業推進会議及び常務会等を通じて、定期的にリスクの管理状況を取締役に報告する。
- ②個々のリスクに関しては、各分野においてリスク管理を行う委員会を以下の通り設置し、リスク管理施策の徹底を図る。

a. コンプライアンスに関するリスク	コンプライアンス委員会
b. 情報セキュリティに関するリスク	情報セキュリティ管理委員会
c. 品質・環境に関するリスク	品質・環境管理委員会
d. 顧客満足に関するリスク	CS向上委員会
e. 安全衛生に関するリスク	中央安全衛生委員会
f. 自然災害に関するリスク	防災委員会

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は原則として月一回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、社長以下の役付取締役で常務会を組織する。常務会は取締役会の付議事項を協議するとともに、取締役会決議事項の細目の処理を検討し、あわせて社長の業務執行を補佐する。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程及び稟議規程等においてそれぞれの責任者、その責任及び執行手続きの詳細について定める。
- ③目標の明確な付与を通して競争力の強化を図るために、中期経営計画を策定するとともに、全社及び各部署の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。月次の業績については、取締役会並びに物流事業推進会議及び不動産事業推進会議で討議する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
- ②コンプライアンス推進のため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属組織として設置し、コンプライアンスの啓蒙を図る。
- ③業務運営の適正化を図るため、すべての部所を対象として内部監査室が定期的に内部監査を実施する。内部監査の結果は社長及び関係各部署に報告される。
- ④取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①企業行動憲章及び社員行動指針を当社グループ全体に適用する規範として定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。
- ②グループ各社の経営管理については、関係会社管理規程において関係会社の統轄部及び担当部を定め、管理及び内部監査を行う。
- ③社長、役付取締役、監査役及び関係会社社長が出席する関係会社連絡会を定期的に開催し、連結統治の強化を図る。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会の要請に応じ、内部監査室所属の使用人のうち必要な人員を任命する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、評価及び異動は、監査役会の意見を事前に求め、これを尊重する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、監査役に報告する。
- ②監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し又は付議事項の説明を

受け関係資料を閲覧できる。

③監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できる。

④取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況の報告を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換の機会を設ける。

②内部監査室は監査役との連携を保ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。

また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、総務部を対応統括部署とし、警察等関係機関とも連携し対応する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行うとともに、その整備状況及び運用状況を継続的に評価し必要な改善を図る。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」という）を定めるとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「現対応策」という）の導入を決議し、同年6月26日開催の当社第140回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。現対応策の有効期間は、平成23年6月24日開催予定の当社第143回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）の終結の時までとされています。

この現対応策の有効期間満了に先立ち、当社は、平成23年5月11日開催の取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、現対応策の内容を一部改定しつうえ、継続することを決定いたしました。その内容は以下のとおりです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

近時、わが国の資本市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大量買付等を行う動きも顕在化しておりますが、当社は、このような株式の大量買付等であっても、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付等の買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付等の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者からより有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が事業の核とする物流事業および不動産事業は、公共性の高い業種であり、その社会的使命に基づき中長期的視点から計画的に設備投資を実施することが求められ、また、投下資本の回収には相当の長期間を必要とする特徴があります。永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績に基づき、当社の企業価値を確保・向上させるためには、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在が必要不可欠です。

当社株式の大量買付等を行う者（以下、「買収者」という）が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付等の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者に関する情報も把握した上で、当該大量買付等が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付等が強行される場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損

される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値又は株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております（本項を内容とする方針を、以下、「本基本方針」という）。

2. 当社の企業価値の源泉および本基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、発展・成長していくための基本的な考え方として「企業理念」を「信頼・創造・挑戦」と制定し、企業理念を具現化するものとして、「経営理念」を「健全な企業活動を通じ、お客様、株主、従業員、地域社会の期待に応え豊かさと夢を実現する。」と明文化しております。これらを企業活動の基軸として物流事業および不動産事業を展開し、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績にあります。具体的には、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在であります。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後も継続し、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記1. のとおり、倉庫業を基盤とする物流事業と、東京・横浜での不動産賃貸業を核とする不動産事業を中心に、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

また、経営環境の変化に対応するため、当社グループは平成22年度から平成24年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画「BIG Cs 2012」を平成22年2月に策定しております。

今回、新たな3ヵ年計画として「BIG Cs 2012」を策定したことは、事業領域を5つのブランド（Brand）に編成し革新的なサービスの提供（Innovation）を行うことで、国内のみならず海外（Global）でもお客様に満足していただける企業を目指す、当社の基本姿勢を内外に明らかにしてその実現を図ることを目的としています。

また「Cs」のCは、前中期経営計画「プラン3C」で掲げた目標（CS, Change, Creation）に引き続き取り組む姿勢を示すとともに、中国（China）をはじめとする東アジアで当社グループ独自（Creative）のサービスを展開していくという方針を表しています。

当社は、「BIG Cs 2012」に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3. 本基本方針に照らして不適切な者により当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月26日開催の第140回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。現対応策の有効期間は、平成23年6月24日開催の第143回定時株主総会終結の時までとなっております。今般、現対応策の有効期間満了を迎えるにあたり、当社は、以下の内容（以下、「本プラン」という）にて、現対応策の継続を本定時株主総会に上程する予定です。

(1) 本プランの導入の目的

当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、(2) 以下に定めるところに基づいた具体的な対応策の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を取得すると取得条項が付された新株予約権の無償割当てその他当社取締役会が適切と認める対抗措置（以下、「新株予約権の無償割当て等」という）を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）とします。

(2) 本プランについて

(a) 本プランの概要

当社は、下記 (b) に定める買付等（以下、「大量買付行為」という）を行う者又は提案する者（以下、「大量買付者」という）に対し、下記 (c) 以下に定める手続（以下、「大量買付ルール」という）に従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報の提供を受け、これを当社取締役会および下記 (d) の独立委員会が検討するために必要な時間を確保します。

その検討の結果、下記(e)①のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件などを内容とする新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を、その時点の当社以外の株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てることその他当社取締役会が適切と認める措置をとることができるものとします。

(b) 対象となる買付等

本プランは下記①又は②に該当する当社株券等の買付又はこれに類似する行為がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 大量買付ルールの詳細

①意向表明書の提出

まず、大量買付者は、当社取締役会に対して、大量買付ルールに定める手順を遵守する旨の誓約文言を記載した意向表明書を提出することとします。

意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大量買付行為の概要等を明示することとします。

②情報提供

次に、大量買付者は、当社取締役会に対して、以下に定めるとおり、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大量買付情報」という）を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社指定の書式で提供することとします。

(i) 情報提供の方法

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報のリストを当該大量買付者に交付します。大量買付者は、当社取締役会が指定する期限内に当社取締役会宛に当該リストに従って大量買付情報を提出することとします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分と考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めつつ、大量買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者は、当該回答期限までに大量買付情報を追加的に提出することとします。

当社取締役会は、大量買付行為の提案および大量買付情報の提供が完了した事実は速やかに開示します。また、当社株主の皆様の合理的な判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、当社取締役会に提供された大量買付情報の全部又は一部を開示します。

(ii) 情報提供の内容

大量買付者に提供していただく情報は、大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、その主な項目は以下のとおりとします。

(A) 大量買付者グループの詳細

大量買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者その他の構成員を含み、複数人又は複数社含まれる場合はそのすべてを意味し、以下「大量買付者グループ」という）の名称、資本構成、主要出資者（組合員その他の構成員を含む）の名称、その経歴、沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験、当社事業と同種の企業ないし事業の経営に関与したことがあり、又は実際に営むときは、その決算情報、セグメント情報など

(B) 大量買付行為の目的、方法および内容

大量買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性など

(C) 大量買付行為実行の資金の調達方法

大量買付行為に必要な資金の総額および資金調達の方法・条件（資金提供者の氏名又は名称、関連する取引の内容）など

(D) 買付価格の算定根拠

算定方法、算定の前提事実、および算定に用いた数値に関する情報など

(E) 大量買付行為完了後の経営方針、事業計画

大量買付行為完了後における当社および当社グループの経営方針、事業計画（業種・業態転換の可能性の有無を含む）、財務計画、資本

政策、配当政策、資産活用策、並びにこれらの計画実現の可能性とリスクの有無など

(F) 利害関係者の処遇方針

大量買付行為完了後における当社の従業員、取引先、お客様、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

(G) その他、当社取締役会又は後記 (d) 記載の独立委員会が合理的に必要と判断する情報

③取締役会および独立委員会による評価等

(i) 評価期間

当社取締役会には、当社取締役会が求める大量買付情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」という）として以下の期間が与えられるものとし、評価期間が満了するまで大量買付行為を開始することはできないものとします。

(A) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より60日間

(B) その他の大量買付行為の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より90日間

ただし、評価期間の終了までに、後記 (d) 記載の独立委員会が大量買付情報の評価、検討、意見形成、代替案立案、対抗措置の発動に関する勧告をなし得ず、合理的な範囲内において評価期間を延長する（延長期間は最大30日とする）旨の勧告を行ったときは、当社取締役会は、評価期間を延長する理由、延長期間等を開示のうえ、評価期間を延長するものとします。

(d) 独立委員会の設置

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。

当社取締役会は、大量買付者による意向表明書の提出がなされたとき、又は大量買付行為の事実・動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、独立委員会に対し、大量買付情報および関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえで、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等に基づき対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動・不発動について決議し、その内容を開示するものとします。

(e) 対抗措置の発動の条件とその内容等

①発動の条件

(i) 大量買付者が大量買付ルールの遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールの遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がなされた場合であって、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときには対抗措置の発動を決議するものとします。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールの遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールの遵守した場合は、原則として対抗措置は発動しないものとします。ただし、大量買付者の提案が「当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうもの」であるとして独立委員会により対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときは、対抗措置の発動を決議することができます。

独立委員会は、大量買付者の提案が「当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうもの」ではないと判断した場合は、その旨と対抗措置を発動すべきではない旨の勧告を行います。ただし、独立委員会は、一旦対抗措置を発動すべきではない旨の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による買付等が発動の条件に該当すると判断し、対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、対抗措置を発動する旨の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

なお、取締役会および独立委員会は、大量買付者の買付行為が下記のいずれかの類型に該当する場合には、「当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうもの」に該当するものと判断します。

(A) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

・ 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者やそのグループの利益を実現する経営を行うような行為
 - ・ 当社の資産を大量買付者やそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をもって高値で売り抜ける行為
- (B) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）等の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (C) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下、「当社利害関係者」という）の処遇等の方針等を含む）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (D) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、お客様、取引先等との関係、又は当社および当社グループの企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (E) 大量買付者による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、又は当社の企業価値もしくは株主共同の利益を著しく毀損する重大なおそれのある買付等である場合
- (F) 大量買付者又はそのグループが公序良俗の観点から会社の支配株主として不適切であると判断される場合

②発動の判断

当社取締役会は、独立委員会を招集し、大量買付情報およびこれに関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえで、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、当社取締役会から開示された大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等並びに独自に収集した情報を検討し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の判断の客観性および合理性を担保するために大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づいて、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら、かつ独立委員会からの勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非を決議します。

独立委員会が、対抗措置の発動の勧告を行った場合で、当社取締役会が対抗措置の発動が相当であると判断するときは、後記③の新株予約権の無償割当て等、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動（以下、合わせて「対抗措置の発動」という）します。

③対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置を発動すると決定した時点で、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を選択します。

④発動の中止

当社取締役会により当該対抗措置の発動が決定された後、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、又は当該対抗措置発動決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、独立委員会が前記①のいずれの類型にも該当しない、もしくは該当しても対抗措置を発動することが適切でないとして判断し、その旨の勧告を行った場合は、取締役会是对抗措置の発動の中止（対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その発行の中止又は無償取得をいいます）を判断することとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成23年6月24日開催の第143回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了時までその効力を有するものとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会にて選任された取締役で構成される取締役会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします（なお、当社は取締役の任期を1年としているため、速やかに変更又は廃止することが可能となっております）。また、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、又は会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成23年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(4) 株主の皆様への影響

(a) 本プラン導入時に株主の皆様と与える影響

本プラン導入時においては、新株予約権の無償割当て等自体を行わないため、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

(b) 本新株予約権の無償割当ての実行時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、これに係る決議において、別途定める割当て基準日における株主の皆様に対し、取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当て基準日における当社の最終の発行済み株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）の同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において別途定める数の本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、その行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他本新株予約権に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式は希釈化されることになります。

但し、当社は、当社取締役会の決定により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様においては、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化が生じることはなく、影響はありません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該確定の後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(c) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て基準日を公告します。割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権が無償にて割当てられます。

このように、割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、表明保証内容に誤りがあった場合の本新株予約権の取扱い等についての補償条項、その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

(iii) 本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者グループに属する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランが本基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社員の地位の維持を目的とするものでないこと

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を

全て充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも沿っています。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付等がなされた際に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために当該大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年6月24日開催の第143回定時株主総会における株主の皆様によるご承認をもって発効することとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、上記3. (3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランには有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、これを継続するか否かを株主の皆様にご判断いただくこととなります。さらに、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、本プランの発効等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、企業価値評価の専門家等を含む）のアドバイス又は意見を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

また、独立委員会の判断概要については情報開示をすることとし、当社の企業価値および株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(e) 合理的な客観的発効要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発効されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発効を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会においてその廃止を決議することにより本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発効を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社は取締役の任期を1年としているため、スローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発効を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果もありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は倉庫業を中心とする物流事業及びオフィスビル賃貸を中心とする不動産事業を主な事業としており、両事業ともに相応の設備投資を要する事業であります。従いまして、当社では今後の事業展開に備えるため適正な利益配分を行うことを基本方針としており、剰余金の配当については利益水準等を勘案し安定的な配当を維持してまいりたいと考えております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保資金については、当社を取り巻く状況の変化に柔軟に対応すべく、物流施設、不動産施設の整備・拡充及び情報システムの開発等、事業基盤強化の原資として有効に活用するとともに、借入金の返済にも充当し、中長期的な業績の安定と向上による企業価値の増大を図ることで、株主各位のご期待にお応えできるよう努めてまいります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 平成23年3月31日現在	前 期(ご参考) 平成22年3月31日現在	科 目	当 期 平成23年3月31日現在	前 期(ご参考) 平成22年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	7,644	7,279	流動負債	15,727	15,664
現金及び預金	2,847	2,669	営業未払金	1,942	1,922
受取手形及び営業未収金	4,189	4,057	短期借入金	4,470	4,540
繰延税金資産	320	313	1年以内に返済予定の長期借入金	7,235	6,983
その他	290	246	未払法人税等	416	548
貸倒引当金	△3	△8	未払費用	761	754
固定資産	68,627	66,892	その他	901	914
(有形固定資産)	(51,667)	(51,842)	固定負債	25,316	24,690
建物及び構築物	30,513	32,152	長期借入金	15,040	15,173
機械装置及び運搬具	560	702	繰延税金負債	4,190	3,252
工具、器具及び備品	557	518	退職給付引当金	1,578	1,610
土地	20,029	18,469	長期預り敷金保証金	3,934	4,187
建設仮勘定	6	－	その他	572	466
(無形固定資産)	(1,231)	(1,472)	負債合計	41,043	40,354
借地権	737	737	(純資産の部)		
ソフトウェア	434	668	株主資本	29,168	28,803
ソフトウェア仮勘定	6	－	資本金	3,602	3,602
その他	52	66	資本剰余金	2,790	2,790
(投資その他の資産)	(15,728)	(13,577)	利益剰余金	22,781	22,416
投資有価証券	13,725	11,617	自己株式	△5	△5
繰延税金資産	530	448	その他の包括利益累計額	5,896	4,865
その他	1,495	1,557	その他有価証券評価差額金	5,918	4,878
貸倒引当金	△21	△45	為替換算調整勘定	△21	△12
資産合計	76,271	74,171	少数株主持分	163	148
			純資産合計	35,228	33,817
			負債・純資産合計	76,271	74,171

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目				当 期 平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで	前 期(ご参考) 平成21年4月 1日から 平成22年3月31日まで
営	業	収	益	33,635	32,432
保	倉	管	料	5,594	5,828
庫	庫	作	業	5,428	4,976
陸	際	運	料	8,221	8,138
国	貨	物	取	5,693	4,651
物	流	賃	賃	1,538	1,565
不	動	産	賃	4,519	4,726
そ	の	賃	賃	2,639	2,545
営	業	の	他	28,663	27,128
作	業	原	価	14,203	12,970
人	賃	賃	費	5,463	5,450
賃	借	借	料	1,645	1,673
租			費	864	852
減	償	償	税	2,334	2,471
減	の	却	費	4,151	3,709
そ			他		
営	業	総	利	4,972	5,303
販	費	及	一	2,654	2,663
売	報	び	般	1,318	1,315
福	酬	利	給	162	147
退	職	給	付	45	49
減	償	償	却	304	312
支	払	手	数	340	342
租			料	84	71
そ			税	398	423
			他		
営	業	利	益	2,317	2,640
営	業	外	収	303	264
受	取	取	利	1	0
受	取	配	当	243	194
雑	業	収	入	58	69
営	業	外	費	398	445
支	払	利	用	389	436
雑	支	出	息	9	9
経	常	利	益	2,222	2,459
特	別	利	益	3	91
固	定	資	産	3	1
投	資	有	価	—	28
退	職	給	付	—	61
特	別	別	損	489	30
固	定	資	産	58	23
投	資	有	価	280	7
災	害	に	よ	43	—
			る	98	—
			損	9	—
			失		
			の		
			適		
			用		
			に		
			伴		
			う		
			影		
			響		
			額		
			そ		
			の		
			他		
			税		
			金		
			等		
			調		
			整		
			前		
			当		
			期		
			純		
			利		
			益	1,735	2,520
法	人	税	、	771	1,009
法	人	税	、	△14	69
			住		
			民		
			税		
			及		
			び		
			事		
			業		
			税		
			額		
			整		
			整		
			前		
			当		
			期		
			純		
			利		
			益	979	—
少	数	株	主	21	13
少	数	株	主		
当	期	純	利	958	1,428
当	期	純	利		
			益		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

■当期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日 残高	3,602	2,790	22,416	△5	28,803
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△424		△424
当期純利益			958		958
過年度剰余金修正額			△167		△167
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	365	△0	365
平成23年3月31日 残高	3,602	2,790	22,781	△5	29,168

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日 残高	4,878	△12	4,865	148	33,817
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△424
当期純利益					958
過年度剰余金修正額					△167
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	1,040	△9	1,030	14	1,045
連結会計年度中の変動額合計	1,040	△9	1,030	14	1,410
平成23年3月31日 残高	5,918	△21	5,896	163	35,228

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

9社

連結子会社の名称

(株)ヤスダワークス、北海安田倉庫(株)、安田運輸(株)、芙蓉エアカーゴ(株)、日本ビジネス ロジスティクス(株)、安田倉儲（上海）有限公司、安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司、(株)安田ビル、(株)安田エステートサービス

(2) 非連結子会社の名称等

YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.

非連結子会社YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.は、小規模会社であり、総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.

非連結子会社YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.は、小規模会社であり、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、安田倉儲（上海）有限公司及び安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司の事業年度末日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度末日は連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(有価証券)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております）。

時価のないもの

移動平均法による原価法。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
- ・ヘッジ対象

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

長期借入金

③ヘッジ方針

固定金利を市場の実勢金利に合わせて変動化する場合や将来の金利上昇リスクをヘッジするために変動金利を固定化する目的で、「金利スワップ取引」を利用しているのみであり、投機目的の取引は行っておりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現すると認められる期間（5年）にわたって定額法により償却することを原則としておりますが、重要性が乏しい場合には発生年度の損益として処理することとしております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

資産除去債務に関する会計基準

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純利益は、98百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	11,946百万円
機械装置及び運搬具	148百万円
土地	2,860百万円
計	14,955百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	11,143百万円
1年以内に返済予定の長期借入金	5,687百万円
計	16,831百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

50,604百万円

3. 保証債務

当社の従業員の銀行借入に対して、11百万円の保証を行っております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 30,360,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	212	7	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	212	7	平成22年9月30日	平成22年12月8日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成23年6月24日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	212	7	平成23年3月31日	平成23年6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に物流事業及び不動産事業を行うために必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資については短期的な預金等において運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避することを目的として利用しており、実需に伴う取引に限定し実施することとし、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理規程及び営業管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、時価や発行体の財務状況等を定期的に把握することにより管理しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金については将来の金利変動リスクを回避することを目的として個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、長期預り敷金保証金は主に賃貸施設に係る建設協力金、敷金及び保証金であります。

デリバティブ取引は、取引相手が倒産等によって契約不履行となることで損失を被る信用リスクを有しておりますが、信用力の高い金融機関を取引先としております。デリバティブ取引の開始にあたっては稟議規程及び関係会社管理規程等により取引の目的、内容、取引相手、内包するリスク等に関し所定の審議、決裁手続きを経て実施しております。

また、借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額（※） （百万円）	時価（※） （百万円）	差額 （百万円）
(1) 受取手形及び営業未収金	4,189	4,189	-
(2) 投資有価証券 その他有価証券	12,800	12,800	-
(3) 短期借入金	(4,470)	(4,470)	-
(4) 長期借入金	(22,276)	(22,405)	△129
(5) 長期預り敷金保証金	(3,934)	(3,934)	-
(6) デリバティブ取引	-	-	-

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

	種類	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,597	11,605	10,007
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,359	1,195	△164
合 計		2,957	12,800	9,843

(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金は連結貸借対照表上の「1年以内に返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額7,235百万円）」を含めております。

長期借入金の時価は、当該長期借入金の元利金の将来キャッシュ・フロー（※）を返済期日までの期間及び信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（※）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップのレートによる元利金の将来キャッシュ・フローであります。

(5) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金のうち、建設協力金については金融商品に関する会計基準を適用しております。その時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。その他の長期預り敷金保証金については概ね2年の比較的短期の契約期間であり、その時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

a. ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

b. ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの当連結会計年度末における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	5,385	3,095	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(4)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額924百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の当連結会計年度末後の償還予定額

	1年以内 (百万円)
受取手形及び営業未収金	4,189
合計	4,189

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の返済予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	7,235	6,218	3,655	2,232	1,244	1,690
リース債務	5	5	-	-	-	-
その他の有利子負債 建設協力金	17	18	18	19	19	567

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル、物流施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結年度末の時価 (百万円)
前連結会計年度末残高 (百万円)	当連結会計年度増減額 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	
29,312	△1,123	28,188	47,067

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末における時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（時点修正したものを含む）に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額によっております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,155円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 31円57銭 |

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期		前 期(ご参考)		科 目	当 期		前 期(ご参考)	
	平成23年3月31日現在		平成22年3月31日現在			平成23年3月31日現在		平成22年3月31日現在	
(資産の部)					(負債の部)				
流 動 資 産	6,652	6,188	流 動 負 債	14,976	14,712				
現金及び預金	1,631	1,451	営業未払金	2,136	2,168				
受取手形	207	68	短期借入金	4,830	4,810				
営業未収金	2,994	3,006	1年以内に返済予定の長期借入金	6,663	6,207				
前払費用	62	53	未払金	170	120				
繰延税金資産	210	206	未払法人税等	189	335				
短期貸付金	1,416	1,276	未払消費税等	40	160				
その他	132	129	未払費用	483	472				
貸倒引当金	△2	△3	前受金	394	383				
固 定 資 産	63,525	61,374	預り金	67	55				
(有形固定資産)	(44,870)	(44,786)	固 定 負 債	23,623	22,569				
建築物	25,862	27,235	長期借入金	14,627	14,188				
構築物	408	461	繰延税金負債	4,132	3,460				
機械及び装置	466	568	退職給付引当金	1,303	1,307				
車輛及び運搬具	1	2	長期預り敷金保証金	3,018	3,186				
工具、器具及び備品	520	472	その他	542	427				
土地	17,605	16,046	負 債 合 計	38,599	37,282				
建設仮勘定	6	—	(純資産の部)						
(無形固定資産)	(1,176)	(1,399)	株 主 資 本	25,660	25,403				
借地権	737	737	資 本 金	3,602	3,602				
ソフトウェア	416	642	資 本 剰 余 金	2,790	2,790				
ソフトウェア仮勘定	3	—	資 本 準 備 金	2,790	2,790				
電話加入権	13	13	利 益 剰 余 金	19,273	19,015				
その他	5	5	利 益 準 備 金	462	462				
(投資その他の資産)	(17,479)	(15,188)	その他利益剰余金	18,811	18,553				
投資有価証券	13,718	11,611	固定資産圧縮積立金	1,243	1,259				
関係会社株式	567	567	別 途 積 立 金	16,650	15,800				
長期貸付金	1,993	1,790	繰越利益剰余金	917	1,494				
差入保証金	863	866	自 己 株 式	△5	△5				
その他	353	398	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,918	4,878				
貸倒引当金	△17	△45	その他有価証券評価差額金	5,918	4,878				
資 産 合 計	70,178	67,563	純 資 産 合 計	31,578	30,281				
			負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,178	67,563				

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで	平成21年4月 1日から 平成22年3月31日まで
営 業 収 益	26,005	25,503
保管倉庫陸 管 作 業 料	5,214	5,471
国際貨物取 運 物 業 料	5,089	4,646
国 際 貨 物 取 扱 料	6,815	6,971
流 動 貨 物 賃 貸 料	3,559	2,961
不 動 産 賃 貸 料	1,705	1,746
そ の 他	3,101	3,235
営 業 の 原 価	518	470
作 業 費	22,801	21,889
人 員 費	13,669	12,982
賃 借 料	2,642	2,549
租 税 費	1,309	1,312
減 価 償 却 費	759	746
そ の 他	2,053	2,149
営 業 総 利 益	2,366	2,148
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,203	3,614
報 酬 給 付 料	1,960	1,945
福 利 費	858	859
退 職 給 付 費	88	80
減 価 償 却 費	38	42
支 払 手 数 料	290	294
租 税 他	272	270
そ の 他	79	59
営 業 利 益	331	338
営 業 外 収 益	1,242	1,668
受 取 配 当 金	631	598
受 取 収 入	47	44
営 業 外 費 用	549	514
支 払 利 息	34	39
支 出	368	404
そ の 他	367	399
経 常 利 益	1	4
特 別 利 益	1,505	1,862
特 別 利 益	2	28
固 定 資 産 売 却 益	2	—
投 資 有 価 証 券 清 算 益	—	28
特 別 損 失	489	27
固 定 資 産 棄 却 損	58	20
投 資 有 価 証 券 評 価 損	280	7
災 害 に よ る 損 失	43	—
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	98	—
そ の 他	9	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,018	1,864
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	360	621
法 人 税 等 調 整 額	△24	△11
当 期 純 利 益	682	1,254

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

■当期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金			利 益 剰余金 合計			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金						
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成22年3月31日 残高	3,602	2,790	2,790	462	1,259	15,800	1,494	19,015	△5	25,403	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△424	△424		△424	
固定資産圧縮積立金の積立					1		△1	－		－	
固定資産圧縮積立金の取崩					△16		16	－		－	
別途積立金の積立						850	△850	－		－	
当期純利益							682	682		682	
自己株式の取得									△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△15	850	△576	257	△0	257	
平成23年3月31日 残高	3,602	2,790	2,790	462	1,243	16,650	917	19,273	△5	25,660	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成22年3月31日 残高	4,878	4,878	30,281
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△424
固定資産圧縮積立金の積立			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
別途積立金の積立			－
当期純利益			682
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	1,040	1,040	1,040
事業年度中の変動額合計	1,040	1,040	1,297
平成23年3月31日 残高	5,918	5,918	31,578

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法。
 - (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております）。
移動平均法による原価法。
 - 時価のないもの
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
また、過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
- ・ヘッジ対象

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

長期借入金

固定金利を市場の実勢金利に合わせて変動化する場合や将来の金利上昇リスクをヘッジするために変動金利を固定化する目的で、「金利スワップ取引」を利用しているのみであり、投機目的の取引は行っておりません。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

6. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、税引前当期純利益は、98百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	8,708百万円
構築物	56百万円
機械及び装置	76百万円
土地	883百万円
計	9,725百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	10,730百万円
1年以内に返済予定の長期借入金	5,125百万円
計	15,856百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

45,253百万円

3. 保証債務

関係会社等の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

従業員（住宅資金等）	11百万円
(株)安田ビル	295百万円
北海安田倉庫(株)	56百万円
芙蓉エアカーゴ(株)	47百万円
計	411百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,438百万円
長期金銭債権	1,993百万円
短期金銭債務	1,692百万円
長期金銭債務	150百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	営業収益	511百万円
	営業原価	7,178百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高		562百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	11,851株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金限度超過額	521百万円
賞与引当金限度超過額	144百万円
未払事業税	18百万円
未払事業所税	17百万円
投資有価証券評価損	130百万円
その他	147百万円
繰延税金資産小計	979百万円
評価性引当額	△ 147百万円
繰延税金資産合計	832百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 3,924百万円
圧縮積立金	△ 829百万円
繰延税金負債合計	△ 4,753百万円
繰延税金負債の純額	△ 3,921百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
車輛及び運搬具	9	6	2
工具、器具及び備品	32	20	12
合計	42	27	14

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	7百万円
1年超	6百万円
合計	14百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
安田運輸(株)	所有 100%	役務の受入	輸配送業務の委託(注) 1	2,983	営業未払金	547
(株)ヤスタワークス	所有 62.5%	役務の受入	荷役諸作業の委託(注) 1	2,608	営業未払金	470
(株)安田ビル	所有 100%	資金の援助	資金の貸付(注) 2	1,200	長期貸付金及び短期貸付金	2,718

(注) 1. 取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. (株)安田ビルに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は主に期間5年、3ヵ月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,040円55銭
2. 1株当たり当期純利益	22円49銭

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

安田倉庫株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒田和人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山賢一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甘楽眞明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、安田倉庫株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田倉庫株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

安田倉庫株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒田和人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山賢一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甘楽眞明	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、安田倉庫株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月10日

安田倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 蟹澤修一 印

常勤監査役 中塚一郎 印

社外監査役 田中敏男 印

社外監査役 小村武 印

社外監査役 坂田頼昭 印

以上

以上

1. 上海青浦区に新倉庫を開設

平成23年6月（予定）、子会社の安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司は、上海市内西部の青浦区に新倉庫（上海青浦物流センター）を開設いたします。この施設は、面積3,464㎡鉄骨造1階建て、大型の庇付きの高床式プラットフォームおよびドックレベラー等を備え、ワンフロアで効率的なセンター運営が可能な、中国ではハイグレードの施設です。高速道路インターにも近く、上海市中心部および蘇州・杭州などの華東主要都市へのアクセスに優れた立地を生かして、旺盛な中国国内消費を狙ったお客さまの販売物流拠点としてのサービス展開を見込んでおります。



上海青浦物流センターが使用する施設

今後も中国国内における物流サービスを順次拡充し、中期経営計画に掲げた「サプライチェーンを支える優れた物流企業」を目指して、国内のみならず海外でもお客さまに満足していただけるサービスのご提供を追求してまいります。

2. 大阪府茨木市に倉庫用地を取得

平成23年3月28日に大阪府茨木市の倉庫用地を新たに取得いたしました。この用地は当社の北大阪営業所から近距離に位置するとともに高速道路へのアクセスに優れており、関西圏における広域的な物流拠点の設置に適しています。また、公共交通機関の利用についても鉄道2路線の2駅から徒歩圏にある好立地です。

当社は、現在推進中の中期経営計画「BIG Cs 2012」において物流拠点の増設を掲げています。今回取得した用地においては貨物の保管・荷捌き・流通加工・配送を担う物流一括受託に対応した倉庫を建設し、関西圏での事業基盤の一層の強化を図ります。

<土地の概要>

所在地：大阪府茨木市丑寅一丁目200番3号他

土地面積：14,027㎡（約4,243坪）

3. 大阪営業所 照明器具改修工事が完了

平成23年1月、大阪営業所1～3階の倉庫部分において、照明器具を水銀灯からエネルギー消費効率の優れた高効率蛍光灯に改修する工事が完了いたしました。

この工事は、営業倉庫における高効率照明器具導入による省エネルギー事業として、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の平成22年度エネルギー使用合理化事業者支援事業に採択され、NEDOから費用補助を受けて実施しており、今後営業所での使用電力量および地球温暖化ガス（CO₂）の削減が期待されています。

当社では、保有施設におけるエネルギー使用量削減のための取組みとして、省エネ推進設備への整備を引き続き進めてまいります。



株主メモ

(平成23年3月31日現在)

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会については、3月31日 その他、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ 公告いたします。
	期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座 口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
(郵便物送付先) 電話お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
特別口座 口座管理機関 の事務取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
公告方法	電子公告とし、当社ホームページ http://www.yasuda-soko.co.jp/ir/index.html に掲載いたし ます。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に よる公告をすることができない場合は、日本経済新聞に 掲載いたします。

安田倉庫株式会社

本店：〒108-8435 東京都港区海岸三丁目3番8号

TEL.03-3452-7311 (代表) FAX.03-3453-9786

(証券コード：9324)

当社ホームページアドレス <http://www.yasuda-soko.co.jp/>

